

1 支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 周南市地方就職学生支援金事業及びやまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業（以下「移住支援事業」という。）に関する報告及び立入調査について、山口県及び周南市から求められた場合にはそれに応じます。
- 2 以下の場合には、移住支援事業の要綱及び実施要領に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請内容が虚偽であることや、居住や就業の実態が無いこと等が判明した場合及び要綱の規定に基づく報告や是正のための措置を市が求めたにも関わらず応じなかった場合：全額
 - (2) （在学中に交通費を申請する場合）支援金を申請した日から 1 年以内に要件を満たす企業等への就業をしなかった場合：全額
 - (3) （在学中に交通費を申請する場合）支援金の申請時において既に本市に住民票がある場合を除き、支援金を申請した日から 1 年以内に本市へ転入しなかった場合：全額
 - (4) 要件を満たす企業等への就業開始日から 1 年を経過する前に退職した場合（ただし、退職日から 3 月以内に要綱第 3 条第 4 号の要件を満たす県内の別の企業等に就職する場合を除く。）：全額
 - (5) 支援金の申請があった日、転入日又は要件を満たす企業等への就業を開始した日のいずれか遅い日から 3 年を経過する前に市外へ転出した場合：全額
 - (6) 支援金の申請があった日、転入日又は要件を満たす企業等への就業を開始した日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に市外へ転出した場合：半額

2 本支援金に係る個人情報の取扱い

山口県及び周南市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、山口県及び周南市が定める個人情報保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び周南市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

3 居住及び勤務の状況に関する調査

- 1 居住の状況を確認するために、周南市職員が住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。
- 2 勤務の状況を確認するために、山口県及び周南市が勤務先から勤務状況に関する情報を取得することに同意します。